

令和 4 年 1 月 1 7 日

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 4 年 1 月 会 議
議 案

附 議 議 案

議 案 番 号

件

名

議案第 39 号 洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 40 号 令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第39号

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部改正について

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年1月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

洞爺湖町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

洞爺湖町国民健康保険税条例（平成18年洞爺湖町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第5条中「16,000円」を「23,000円」に改める。

第7条の2中「4,000円」を「7,000円」に改める。

第23条第1項第1号中「11,200円」を「16,100円」に、「2,800円」を「4,900円」に改め、同項第2号中「8,000円」を「11,500円」に、「2,000円」を「3,500円」に改め、同項第3号中「3,200円」を「4,600円」に、「800円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号中「2,400円」を「3,450円」に、「4,000円」を「5,750円」に、「6,400円」を「9,200円」に、「8,000円」を「11,500円」に改め、同項第2号中「600円」を「1,050円」に、「1,000円」を「1,750円」に、「1,600円」を「2,800円」に、「2,000円」を「3,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の洞爺湖町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第40号

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ358,619千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,068,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月17日提出

洞爺湖町長 真 屋 敏 春

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

-4-